

バリ島旅行を計画中の皆様へ：注意喚起
(帰国時PCR検査陽性による帰国困難事案の増加)

令和4年7月26日（総22第61号）

在デンパサール日本国総領事館

●バリ島旅行を終え、日本に帰国するためのPCR検査で陽性となり、帰国困難となる日本人旅行者が増加しています。

1 現在、インドネシアから日本に渡航（帰国）するためには、PCR検査陰性証明の提示が求められており、バリ島旅行を終えた日本人旅行者が帰国用のPCR検査を受検したところ、陽性結果となり、帰国困難となる事案が増加しています。当館にも、帰国困難となった旅行者からの相談が毎日のように入っています。

2 インドネシアでは、新型コロナウイルスの陽性が判明すれば、最大10日間（5日目のPCR検査で陽性であれば追加で5日間）の隔離が規定されており、予定日程での帰国が困難となる上、バリ島での私費による延泊や治療を余儀なくされます。

3 新型コロナウイルスは回復後も死滅ウイルスが体内に残り、場合によっては数ヶ月間陽性反応が出続けてしまうこともあると言われています。バリ島旅行中に感染した旅行者も多いと思われませんが、インドネシアへの入国にはワクチン接種2回以上の者はPCR検査不要とされているため、バリ島の滞在日数等から見て感染場所が特定できない旅行者もいます。

4 新型コロナウイルス感染の症状が回復し無症状であり、10日目（3回目）の検査でも陽性が続く場合には、必要書類を用意していただければ、当館にて帰国援護が可能な場合がありますので、電話又はメールにてご相談ください。

【必要書類】

- ① 陽性者（無症状）の日本国パスポート
- ② 医師の証明書（規定の10日間隔離を完了して無症状である旨記載のもの）
- ③ 帰国のために受検した3回分のPCR検査結果
- ④ 帰国便の確認ができるもの（eチケット等）

※ ②の医師の証明書に関しては、病院によっては作成不可の施設もあるため、念のために帰国用PCR検査の受検は1回目から（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100363638.pdf>）の医療施設リストを参考に受検されることをお勧めします。

5 現在、旅行者は特別到着ビザ（VOA）にてバリ島に来島することが可能ですが、VOAの有効期間は30日間（更新1回30日間可能）であり、仮に感染隔離が理由であっても30日を超えて更新手続きを行っていない場合には、オーバーステイとし

て罰金（1日あたり100万ルピア）が科されるとされています。

6 バリ島へ旅行される場合は、感染予防対策のマスク着用や消毒、密な場所を避ける等は当然ですが、万一の感染等による延泊に備え、余裕をもった旅行日程を組むと同時に、新型コロナウイルス感染を補償できる海外旅行保険にも加入されることを推奨します。